

令和5年度  
情報通信技術基盤構築業務  
情報通信技術利活用基盤提供業務  
プロポーザル募集要領  
(公募型)

加古川市企画部  
政策企画課  
(令和5年4月)

## 1 趣旨

加古川市（以下、「本市」という。）では令和3年に「加古川市スマートシティ構想」を策定し、ICTを活用した地域課題を効率的に解決する街づくりに取り組んでいる。また、平成28年度より見守りカメラや見守りサービスの検討、オープンデータの提供を実施し、平成29年度には日本で先駆けてスマートシティのための情報通信技術基盤（以下、「プラットフォーム」という。）を構築・整備し、現在も運用を継続している。

プラットフォームから得られるデータを利活用し、市民への情報発信ツールとして行政情報ダッシュボード、かこバス バスロケーションシステム、河川情報システムなどを運用しており、安心して子育てができる環境整備や高齢者に優しいまちづくりを推進している。

今後、さらなる公共データの公開及び利活用が求められている状況であるが、プラットフォームにおけるデータ整備の事務負担が大きく、データ更新や拡充がほとんど推進されていない状況にある。そのため、新たなプラットフォームを構築・整備することで、事務負担の省力化を行いつつ、さらなるデータ利活用・推進に取り組むことを目指すとともに、センサー等を活用した収集データ利活用の広域利用についての検討を行う。

これらを踏まえ、情報通信技術基盤構築業務・情報通信技術利活用基盤提供業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

## 2 業務の概要

(1) 業務名：情報通信技術基盤構築業務・情報通信技術利活用基盤提供業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容：「情報通信技術基盤構築業務仕様書」（別紙1、以下「構築業務仕様書」という。）のとおり

- ① プラットフォームの機能要件の詳細定義
- ② プラットフォームサービスの選定及び設計
- ③ プラットフォームの実装
- ④ テストの実施
- ⑤ トレーニングの実施
- ⑥ ドキュメント類の整備

「情報通信技術利活用基盤提供業務仕様書」（別紙2、以下「提供業務仕様書」という。）のとおり

- ① プラットフォームの提供

② プラットフォームの保守・運用

※「構築業務仕様書」及び「提供業務仕様書」をあわせて「仕様書」という。

(3) 履行期間:

ア 構築業務期間：契約締結日から令和6年3月29日まで

※令和5年12月28日（木）までに稼働させること。

イ 提供業務期間：令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

※この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とし、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの月額均等払いとする。

3 施行予定額（予算額）

総額：117,550,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

上記総額を業務ごとに内訳計算した場合の提案上限額は以下のとおりとする。

	業 務	提案上限額 (税込)	注意事項
1	情報通信技術基盤構築業務	40,000,000円	契約締結日から 令和6年3月29日まで
2	情報通信技術利活用基盤 提供業務	77,550,000円	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで（5年間） （使用契約を想定）

※税込とは、消費税及び地方消費税相当額を含む。

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、情報通信技術基盤構築業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

(1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

(2) 参加者は、指定期日までに本市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。

(3) 本市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。

(4) 上記(3)の期間内に本市と契約候補者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。

(5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

事業所の所在地	日本国内に本店又は日本国内に契約締結権限を委任する営業所等を有する者であること
事業所の要件	JIS Q 15001（プライバシーマーク）、ISO27001（ISMS）、ISO27017（クラウドサービスセキュリティ）又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のいずれかを取得していること。 ※ただし、情報通信技術基盤のシステム部分を再委託する場合は、再委託予定の事業所が上記のいずれかの資格を取得していること。
入札参加資格	加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）第 76 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。 （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 （2）市税を滞納していないこと。 （3）消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第 166 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
経営の安定性	・手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は、本業務委託の参加表明前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 3 月 16 日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

## 8 説明会

説明会は開催しない。

## 9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、「情報通信技術基盤構築業務・情報通信技術利活用基盤提供業務に関する質問書」（様式 1）に質問事項を記載のうえ、令和 5 年 5 月 19 日（金）

17 時まで、電子メールにより「18 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「情報通信技術基盤構築業務・情報通信技術利活用基盤提供業務委託に係るプロポーザルの質問書（会社名）」とすること。

(2) 質疑に対する回答は、参加者全員に電子メールにて令和 5 年 5 月 24 日（水）までに回答する。

※ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、本市は回答しないことができるものとする。

## 10 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式 2）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて提出すること。

ア 関係書類：

(ア) 会社概要票（様式 3）

JIS Q 15001（プライバシーマーク）、ISO27001（ISMS）、ISO27017（クラウドサービスセキュリティ）又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のいずれかを取得していることが確認できる書類の写し等

(イ) 加古川市市税確認承諾書（様式 4）

※課税の有無に関わらず提出

(ウ)（国税）納税証明書（その 3 の 3）

※写し可、令和 5 年 3 月 1 日以降に発行したものに限る。

(エ) 会社概要（パンフレットなど任意）

イ 提出期限：令和 5 年 5 月 8 日（月）17 時 必着

ウ 提出場所：「18 問い合わせ先」

### (2) 資格審査

本市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、令和 5 年 5 月 12 日（金）までに参加希望者に文書で通知するものとする。

通知を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して 5 日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって本市に説明を求めることができるものとする。

### (3) 参加を辞退する場合

参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式 5）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出期限までに「18 問い合わせ先」に提出するものとする。

## 11 企画提案について

### (1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び「提案書等作成要領」等に基づき、考える最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。なお、企画提案書等に記載された内容については、企画提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

### (2) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 7部

※企画提案書等の電子ファイル一式を納めた CD-ROM 又は DVD-ROM を1枚用意すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office または Acrobat Reader にて参照可能な形式とすること。

ウ プレゼンテーション動画 DVD 6枚

※詳細については、「12 審査（企画提案書及びプレゼンテーション動画による審査）」を参照のこと。

### (3) 提出の期限、方法及び場所

ア 提出期限：令和5年6月2日（金）17時必着

イ 提出方法：直接窓口へ持参か、書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、8時30分から17時（12時から13時を除く。）までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

ウ 提出場所：「18 問い合わせ先」

### (4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

## 12 審査（企画提案書及びプレゼンテーション動画による審査）

企画提案書及びプレゼンテーション動画をあらかじめ視聴したうえ、参加者へ質疑し評価を行う。なお、プレゼンテーション動画に対する質疑応答の実施日程の詳細については、令和5年6月5日（月）を目途に電子メールで通知する。

### (1) 日程及び方法等

質疑応答実施日程：令和5年6月15日（木）（予定）

実施方法：オンライン会議（Zoom）

質疑応答時間：30分程度

### (2) その他

ア プレゼンテーション動画は、本市に提出した提案書等を使用して作成することとし、提出期限後の資料の差替え・追加は認めない。ただし、明らかな若しくは

軽微な修正の場合はこの限りではない。

イ 企画提案書及びプレゼンテーション動画等に対する質疑に応答した内容は、提案書等に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーション動画の作成、プレゼンテーション動画に対する質疑応答に必要な機器は、参加者が用意すること。

エ 質疑応答の実施日当日の参加者は3アカウント以内とする。

オ プレゼンテーション動画に対する質疑応答には、構築の管理責任者が必ず参加すること。また、担当者も参加していることが望ましい。

カ 本市は、プレゼンテーション動画に対する質疑応答の内容を録画又は録音することができる。

キ プレゼンテーション動画を提出しない場合又は質疑応答を欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

### 13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、総合評価点のうち見積価格点を除いた1,200点満点中720点に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、選定結果等の通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって「18 問い合わせ先」に説明を求めることができるものとする。

### 14 契約締結に向けての協議

#### (1) 仕様等の確定について

本市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

#### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

#### (3) 契約書について

契約書は、本市が用意したものを使用する。

(4) 契約締結時において、本業務の従事者に対して情報セキュリティに関する教育（情報セキュリティ特記事項の遵守を含む。）等の関係法令及び関係規程を遵守させるために必要な教育を実施するとともに、実施した内容を提出しなければならない。

(5) 契約保証金について

契約保証金については、契約金額（長期継続契約においては、契約金額の5年総額）の100分の10に相当する額以上を契約締結時に納付すること。ただし、契約候補者が加古川市財務規則第99条第1項各号のいずれかに該当する場合は当該条項により契約保証金の全部又は一部を免除する。

15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和5年5月8日（月）17時まで（必着）	様式2～様式4、必要書類	参加希望者⇒市
参加資格審査結果の通知	令和5年5月12日（金）までに発送		市⇒参加希望者
質問締切	令和5年5月19日（金）17時まで	様式1	参加者⇒市
質問に対する回答	令和5年5月24日（水）までに回答	メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和5年6月2日（金）17時必着	様式6～様式10 見積書	参加者⇒市 正本1部 副本7部
実施日程通知	令和5年6月5日（月）		市⇒参加者
プレゼンテーション	令和5年6月15日（木）	—	—
選定結果等の通知	令和5年6月21日（水）までに発送		市⇒参加者
契約候補者との協議	令和5年6月26日（月）まで	—	—
次点者との協議	令和5年6月29日（木）まで ※1	—	—
契約締結日（予定）	令和5年7月3日（月）（予定）	（契約書）	—

※1 契約候補者との協議が整った場合は、本市は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）に基づき対応する。

加古川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除き、原則として公開の対象文書となる。



## 17 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - イ 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
  - ウ 見積額が「3 施行予定額（予算額）」において提示している提案上限額を超過する場合
  - エ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - オ 募集要領に定める方法以外で本市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと本市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、本市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 仕様書等内容の詳細については、本業務以外の利用は認めない。
- (6) 提出された企画提案書等は返却せず本市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (8) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (9) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜本市が判断するものとする。

## 18 問い合わせ先

加古川市企画部政策企画課（加古川市役所本館4階）

住 所：〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

電 話：079-427-9373

F A X：079-424-1370

E-mail：smartcity@city.kakogawa.lg.jp

担 当：陰山・十時